

研究所だより

第27号

社会福祉法人日本保育協会 保育科学研究所

はじめに（研究所事務局から）

第7回学術集会は、「保育所、認定こども園の保育・教育の質の向上と保護者の子育てとの連携・協働」をテーマに、平成29年9月1日(金)・2日(土)の日程で全国町村議員会館（東京都千代田区麹町）において開催され、100人を超える参加があった。

この度の学術集会は28年度研究の発表を軸に行われたが、その研究総合テーマは27年度を継続した「保育所保育と家庭の子育てとの連携協働」である。28年度研究論文は、すでに研究紀要「保育科学研究第7巻」として発行され、日本保育協会保育科学研究所のホームページにも掲載されている。

学術集会の内容は、総合テーマに基づく一般研究5件と、指定研究2件の合計7件の発表および講演4題とシンポジウムによる構成であるが、この研究所だより第27号では、講演とシンポジウムの概要を報告する。

29年度研究については、総合テーマ「保育所・認定こども園における多様な保育・教育ニーズに対応するための保育者の専門性の向上」に基づいた一般研究7件と指定研究2件についての論文がまもなく提出される。なお、本年の学術集会は9月7日(金)・8日(土)の日程で全国町村議員会館で開催される。詳細は「保育界」7月号に掲載予定である。

従来、運営委員会で研究実施計画等についての助言を行っていたが、29年度より審査委員会が設置され、30年度研究から実施される。研究総合テーマについては29年度研究テーマを継続し、一般研究6件と指定研究2件の合計8件が予定されている。

もくじ

1. はじめに	1
一特集：保育科学研究所第7回学術集会 概要報告一	
2. 所長講演「これからの保育・教育について」	潮谷 義子 … 2
3. 講演「保育所保育指針改定と3歳未満児の保育・教育について」	清水 益治 … 4
4. シンポジウムの基調講演「抱っこの魅力と子育ての応援」	三浦 義孝 … 7
5. シンポジウム「保護者への支援と連携・協働について」	石川 昭義・高木早智子・柴田 洋平・太田百合子 … 10
6. 特別講演「運命的な番組から、もみじの家へ」	内多 勝康 … 21

特集：保育科学研究所第7回学術集会 概要報告

※平成29年9月1日・2日に開催された第7回保育科学研究所学術集会での講演の概要をご紹介します

所長講演

『これからの保育・教育について』

潮谷 義子（日本保育協会理事、
保育科学研究所所長）

皆さま、こんにちは。たくさんの方が回を重ねるごとにおいでくださるようになって、私ども研究所としまして大変喜んでおります。会場の中には、この8月の豪雨、そしてものすごい猛暑、あるいはその前からずっと続いております地震の影響などを受けられた方々が来ておられると思います。また施設におかれても、大きな影響があるように伺っております。先ずは心からお見舞いを申し上げます。

ところで皆さま方、先ほど理事長からお話がありました。今度の研修会の趣旨の一つは指針等が変わったということと、「告示」という認識で私どもは来年度から行うわけです。告示の意味につきましては、先般、保育科学研究所の運営委員でもある西村重稀先生から皆さまにいろんな形でアンケートを行っていただきましたので、私が改めて申し上げることは差し控えます。保育現場の中で一体何が変わってくるのかと申しますと、一つは、これに従って監査、あるいは第三者評価といったものが行われていくということにもつながって参ります。私たちはこれを大きな関心事の中にとらえていかなければならないのではないかと考えております。

告示に至った背景の中の一つに、保育現場、あ

るいは教育現場の子どもに対する支援のあり方を、新しく制度化されてきた中できちっとさせていくという国側の動きもあったかと思うのです。厚生労働省の中では組織が改変されております。これは、働くということ、少子化ということとか子どもの育ち、虐待の問題等々を含め、従来と違って一体的に考えていくという姿勢が組織改変の中にも出てきております。

皆さま、昨日の日経新聞、ご覧になった方もおられると思いますが、1面で書かれていました。幼稚園での2歳児の受け入れということ。これを来年度から「幼稚園接続保育」と名付けて実施していく。その中には、規制緩和が出てきております。これは待機児童対策ということで、幼稚園サイドが門戸を広げてくださるのは素晴らしいことだと思います。待機児童問題について反対する人は、誰もおりません。しかし待機児童問題は、子どもたちを主体として考えなければなりません。定員管理を柔軟化していく、そして同時に看護師を新たに採用しないような形でゴーサインを出すというような文科省側の姿勢が示されております。

さらに申し上げますと、0～2歳にはほふく室が必要です。これは保育所保育指針の中にも最低基準の中に明記されております。このほふく室の設備に対しては国から補助が出ます。ほふく室が必要ということは、ほふく室を利用しなければならない子どもたちの存在があるということですね。子ども一人ひとりがいつも健やかであって欲しいと私たちは願います。でも、子ども達の中には発熱をしたり、保育士をそばに置いておかなければ

子どもの情緒が大変不安定であるとか、あるいは年度中途に入ってきた子どもたちが、なかなか人にも場所にも馴染めなくて不安を感じているというようなこともあります。そのような中で、ほふく室は大きな役割を果たしてきたというのが保育現場の中にある私たちのこれまでの経験です。

くり返しになりますが、幼稚園がこの事業を進めるにあたり、ほふく室を作らなければならない、新たに設置するというような場合には国からお金を出しますということが出されているわけです。子どもを中心として考えたとき、ほふく室が出来ても保育に関わる人、養育に関わる人、教育に関わる人達の人材が増えずに規制緩和の中でされることに、私はいささかの疑問を覚えているところです。

保育科学研究所は、子どもの育ちということについて、これをどう援助し、支援していかなければならないかといったことを絶えず考えてまいりました。そのような役割があると思っております。この度、来年度に向けて非常に沢山の変化が出されました。保育指針、認定こども園に関わる教育・保育要領、そして幼稚園教育要領ということに、自分たちのテリトリーのところだけで考えていくのではなく、それぞれ場所は違うけれども、子どもたちの育ちというものが本当に保障されるかたちで、人生の土台づくりを果たしていけるかどうか。この3つの施設が横に連携し研究を積み重ねていかなければならないところに私たちは関わっているのではないかと感じています。

ラインボルト・ニーバーという、宗教学者の言葉の中に「変えられないものを受け入れる心の静けさと、変えられるものを変える勇気と、その両者を見分ける英知をお与えください」という言葉があります。変えられないもの。子どもたちは育ちの異なる「場」であっても、子どもたちの心身の健やかで正常な発達を私たちは援助し、支援し

ていく、関わっていく。ここは全く変えてはならないと思います。

しかし、私達自身がこの3つの異なる施設に対してどのように横串を通していき、そして、その横串の中からお互い同士が学びあい、子どもを中心に置いたときに、子どもたちの生涯にわたる発育をしっかりと支えていくという、ここに向かって出発をしていかなければならないのは論を待ちません。縦割りのままではなく、横串をどう通していくのか。私自身は、この横串を通していく教育、学術的学び、掘り下げ、それがこの保育科学研究所の役割として今後とも大きく考えられていかなければならないのではないかと考えています。

乳幼児の学びの支援と質の高い保育教育を実現する。これが今回子どもが学んでいく、あるいはシンポジウムの中で議論していく課題です。多様な視点からぜひ、意見交換をしていただきたいと願うところです。

質の高い保育を多様な視点からということで、保育指針の第5章には「職員の資質向上」について書かれております。その中に、子どもの最大の利益を考慮し、人権に配慮した保育でなければならないということと、自らの倫理観、責任の理解、自覚が専門性の中の基礎であると書かれております。これは、学校教育、保育士を養成する、あるいは幼稚園教諭を養成する中でも問われていると私は感じます。

質の高い保育というのは、大学教育に関わる立場、そして実習に関わる福祉施設といったところが、そのことを視野に入れて育てていかなければならないのではないかと思います。

子どもの最善の利益の中では、子どもの主体ということが言われています。かつては法の対象としての子どもの人権ということが言われていました。この度の子どもの権利条約の中では、子どもの主体をしっかりと考え、私たちはその保障に向

かって保育を展開していくことの必要性があります。

3つの施設のところに括られている到達の目標、これを私たちはどのように現場の中で実践し、それを評価していくのか。それはやはり記録だとか、あるいは論議だとかいった中で、なぜこの子は、この告示された指針の中に到達することができなかったのか。それは何なのか。施設全体の中で、保育所全体の中で省察し、それをつないで私たちが研究していくことが大事です。そのことをとおして一人ひとりの子どもに対しての個別的な援助がしっかりと見えてきます。

私たちが関わりを持つ子どもたちは一人ひとり異なっており、成熟に向かっていくスピードも違っています。それを自分たちの保育が悪いからだとか、関わりがもっと何かというようなことで嘆くのではなく、そのデータを検証し、積み上げていき、そして、子どもたちにとって、この保育所の中で育ってよかったというような思いが高められていくことを私は心から願っています。

施設での1日1日は、愛着に始まり、基本的な生活習慣の獲得を遊びを通してしっかりと子どもたちが獲得し成長と発達が健やかに促されていく必要があります。どうか、あの指針は教科書として扱わないでいただきたい。いまのお母さん達の中で育児ノイローゼの方と相対しますときに、社会に出ている育児書が教科書になっているのです。

どうぞ、今日この学術集会に参加されている皆さま、子どもたち一人ひとりを比較していくことでみるのではなく、一人ひとりの子どもの命を託されている私たちが「育てる」という視点で、この会の中から更なる提言を生み出していくような2日間でありたいと願っております。

(要約・文責／事務局)

講演

『保育所保育指針改定と3歳児未満の保育・教育について』

清水 益治 (帝塚山大学教授)

今日のテーマである3歳未満児の保育が指針の改定の際になぜ変わったかについては、3つ理由があります。

その一つは、3歳未満児の保育の重要性が認識されてきたということ。これは、研究がいろいろされるようになってきましたが、その研究の中で明らかになったことが指針に反映されています。

二つめは、実態としてここ数年、乳児あるいは1～3歳の子どもの保育所利用がどんどん増えてきていますので、そのような実態を無視するわけにいかない。そして、必要性ということで、この時期はこんなことをやったらいいというのが見えてきました。単に保育をすればいいではなく、基本的信頼感をしっかり作るのがいいとか、学びの芽生えという視点をとっていくのがいいと言われるようになってきました。

そして、学びの芽生え。これが学びにつながるかどうかをいろいろと検討する方法ができてきました。昔の研究は量的に数字で表す傾向がありましたが、質的なものということで、子どもの動きとか声、言葉などをどんどん書き出していきながら、その中に現れている子どもの学び、あるいは学びの芽生えを明らかにしていこうという研究がたくさん出てきました。いいことだと思います。量的に測れないものはいっぱいありますから。

3歳未満児の保育に関しては、どちらかという数字ではなく質的な研究ということで、それがどんどんできるようになってきましたし、やる人も増えてきました。

最後の三つめ、これは現場からの声ですが、現

行の保育指針では読み取りにくいということ。確かに現行の保育指針は、幼稚園教育要領のねらい及び内容を横滑りさせる形で持ってきて、加えて少し年齢が低い場合は、この部分どうかなと、ちょっと付け加えた形で作られています。つまり、ベースが3歳以上になっているわけですから、それを何とかもう少しわかりやすくするのがいいのではないかということです。

これまで保育課程と言われたものが全体的な計画になります。これで、小学校に上がる段階でスタートラインが揃うのです。幼稚園は教育課程に基づいて保育・教育を受け、保育所は保育課程に基づいての保育・教育、認定こども園は全体的な教育に基づいてと、三つばらばらだったのが、三つとも全体的な計画になりますから、スタートが揃います。

それともう一つ、保育課程の中で3歳未満に関しては、すべて各園に任されていたわけです。どのような形であっても、各園の独自性でうまくつなぐことができたならそれでよかった。ところが、小規模保育事業などができてくると保育所だけではなくになりますから、やはり一定の基準があってもいいのではないかという気がします。

そういう中で充実してきたわけですが、その充実をさせるに当たって少々工夫をした点が0歳児の保育内容のイメージで、あくまで5領域にうまくつながるように考えられています。

新しい指針では「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり、感性が育つ」という三つの視点というのが出てきましたけれども、この視点は5領域とうまく整合性があるように作られています。

「健やかに伸び伸びと育つ」

どちらかという与健康の領域に近いかな。

「身近な人と気持ちを通じ合う」

人間関係とか言葉の領域に近いかな。

「身近なものに関わり、感性が育つ」

環境とか表現の領域に近いかな。

あくまで「かな」です。なぜかと言いますと、特に0歳児に関しては5領域が独立ではなく、重なっている部分がたくさんあるからです。

保育課程はいままで編成でしたけれども、全体的な計画は「作成」という言葉が使われています。つまり、編成というのは、いままであるのをうまく集めてきて、とりまとめる。そうではなくて作成、作り直さなければいけないということ。これは、すべての園が一緒です。

細かく見ていきますと、保育課程と全体的な計画で、作り方は一緒です。どうやるかといいますと、まずは0歳、1歳、2歳、3歳、4歳、5歳で、年の指導計画からスタートしたらいいと思います。各指導計画の中に、今回のねらいや内容が含まれているかどうか、全部チェックしていく。これまでは、3、4、5歳だけでよかったけれども、0歳でも0歳のねらいと内容がしっかり入っているかどうか。1歳から3歳でも、そのねらいと内容がしっかり入っていることが求められるようになります。でも、まずは確認すること、現状を押さえることから入るといいと思います。

二つめとしまして、すべて含まれていたらそのまま全体的な計画にスライドさせて、ねらいと内容を書けばいい。しかし、そうでない場合はちょっと検討が必要です。どう修正すればいいか。クラスとかグループとか、まずいろいろ話し合うことでしょう。話し合っ、共通理解を得て、各年齢の指導計画、年の計画を作ること。ただし、それだけでは終わりません。クラス間とか年齢間でちょっと調整が必要になります。

カリキュラム・マネジメントという表現がよく使われます。実は、幼稚園教育要領、認定こども園の要領にはこの表現が入ったのですが、保育所保育指針には残念ながら入りませんでした。カリ

キュラムを教育課程と訳されることが多いのと、教育課程は学校教育法の中にあるのです。保育課程はなくなるけれども、教育課程はなくなりません。なくせないのは学校教育法が上にあるからです。残念ながら、児童福祉法には保育課程という表現は入っていません。非常に困ったことに児童福祉法には、保育というのは養護と教育を行う家庭における保育という表現が入っています。だから、養護も教育も家庭で行われているということになります。

では、保育所の専門性とは何かということですが、その一つは一体的に行うということと、もう一つ大きいのは、まさにねらいや内容が保障されていること。このようなねらいです、このような内容ですと指針に書いてあることはしっかり行われている。家庭における養護、教育には、ねらいや内容はありません。

保育の現場としてどのようにすればよいかですが、最初は指針のねらいや内容を知ることがいいのではないかと。そして、全体的な計画や指導計画にそれを反映させ、反映させた指導計画に基づいた保育・教育をやっていく。実施した保育・教育を子どもの経験の視点から評価する。評価に基づいて指導計画を改善する。改善した指導計画に基づいて保育・教育を実践する。これの繰り返しです。

次に、今回の改定の主な点を述べます。

第2章で「子どもの発達」が現行ではありますけれども、新しい方にはありません。これはもちろん、子どもの発達を無視した保育をしてくださいという意味ではありません。

一つは、指針の中、告示の中にこれを書くのはちょっと馴染まないのではないかと。むしろこれを知っていることが保育者の専門性に近い部分なのですが、では指針に書いてあることさえ知っていたら子どもの発達を知っていることになるかと

いうと、そうではない。それで、なくなったのです。

第4章もなくなってしまいました。これももちろん、計画的に保育しなくていいとか評価しなくていいという意味ではなく、第1章 総則の中に入ったわけです。第1章に入ったということは、より重要度が増した形だと思ってください。

あと、第6章の保護者に対する支援が子育て支援になっているとか、そのような違いがあります。

最初の、「趣旨」がなくなりました。児童福祉施設最低基準が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準となっていますが、この辺りは児童福祉法が変わって、都道府県が設備及び運営に関する基準をそれぞれ作りましょうという形になっていますから、それによる違いがあります。

これまでは、たった一つの基準だったのが、地域によって基準が変わるという時代になってきています。ただし、その中でも保育の内容は、この厚生労働省令である最低基準といえますか、設備及び運営に関する基準に従って作ることが必要になっています。

また、「保育所の役割」から、「保育所保育に関する基本原則」となっていますが、保育所保育という表現が使われたことは大きいです。保育所保育という言葉を入れたいという意見がありました。なぜかという、指針の検討会が始まった当時は保育士不足で、たとえば朝の早い時間、子どもがあまり来ていない時間は、いままで2人体制であったのが、1人は資格を持っていなくてもいいとか、小学校の先生とか幼稚園の先生であっても3、4、5歳、とくに5歳は保育をしてもいいとか言われたのがそのころです。

そうすると、結局だれでも保育できるのではないかとということになってしまいますが、そうではなく、「保育所保育」であると。いまの名称独占のところを業務独占にしたかったのですが、今回は

そこまでいきませんでした。ただし、保育所保育という言葉が入ったことで、家庭の保育ではなく、養護と教育の一体的だけが専門でもなく、私たちは保育所保育が専門であると言えるわけです。これで専門性が高くなったと思います。

保育所の役割の中に「保育を必要とする」となったのも、児童福祉法の部分です。そして、現行では「指導を行うものである」であったのが「指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず務めなければならない」が入ってきたこと。これも大きな変化です。

このように見てきて、なぜ違うのか、どこが違うのか、なぜこうなったのだろうかということがわかってくると、深い学びになります。正解がないものについては自分たちでいろいろ正解を作り、よりよいものを作っていきける。それは、先ほどのPDCAの中で全体的な計画を良いものにしていくことも、この対話的で深い学びにつながられる部分です。

この主体的、対話的で深い学び、アクティブラーニングというのは、幼稚園教育要領とか幼保連携型認定こども園教育・保育要領ではこの表現があり、新しい保育の中では求められています。保育所保育指針では、残念ながらこれは入りませんでした。カリキュラム・マネジメントも入らなかったですが、これは、アクティブラーニングが学校教育という中で、全部でやり始めているところなので学校教育法との絡みがあり、入れにくかったのだと思います。ただ、保育所保育といいますが、子どもの最善の利益という児童福祉法に基づいている保育所としては、ぜひやっておきたいと思います。

(要約・文責／事務局)

シンポジウムの基調講演

『抱っこの魅力と子育ての応援』

三浦 義孝 (小児科医、
日本保育保健協議会会長)

家族が豊かな生活を続けていくためには、対話は欠かせません。日常の会話を持ち、お互いに褒めあい、「お疲れさま」「ご苦労さま」「ありがとう」と言う言葉でいいのです。そうした心の触れ合いが家族関係や絆を強くしていきます。

今どきの子どもたち、すぐにかつとなり、キレる子が増えてきています。わがままに育てられ、自分本位で他人に対する思いやりがありません。我慢することを知らず、当たり前の挨拶や公共の場での基本的マナーを守ることもできません。忍耐力がなく、人間関係がうまく作れず、感情のコントロールができません。子たちのさまざまな心の問題は、未熟な人間関係体験や生活体験などの不足が大きく関わっています。

親にできることは何でしょうか。家庭での子どもとの接し方に、いま一度目を向けてみる必要があります。今の時代にはそぐわないかもしれませんが、「ならぬことはならぬ」これは、会津の日新館の教育です。日新館は幼年教育に力を入れており、その教育の根幹はしつけの徹底です。さらに、教師の行いが何よりの手本だと説いています。

人間教育は、何も知らぬ子どもの手足を押さえ込むことではありません。何が善か何が悪か、教師自体が日常的な行為でもって自ら手本となっていれば、自然に見習うものだというのです。

「親のさり気ない一言に宝が埋まっていました」多湖輝先生の『今も心に残るしつけの一言』という本より抜粋しました。

しつけとは、親が子どもに押し付けるものではありませんが、世間の複雑な人間関係の中でお互

いさまの気持ちを育むことです。

しつけられてこなかった親は「しつけ」がわかりません。子どもを諭せない親、しつけられない親が、やがて次の諭せない親をつくっていきます。

しつけとは、人間の土台をつくることです。わが子のしつけを学校に頼ってはいけません。しつけは、勉強以前の問題です。生まれたときから身近にいる親が受け持つものです。学校の先生に頼るのは見当違いです。家族そのものが、社会の基本です。

「困ったときはお互いさま」これは、相手の心の負担を軽くする一言で、昔の人が口ぐせのように言っていたことです。困った人に救援の手を差し伸べるときの常套句といってもいいほどです。

「弱い者いじめは卑怯者のすること」これは、輝きのある人間に育てる一言です。理由はありません。

「ものを大切にしてください」これは、質素のすばらしさを教える一言です。修理するよりも新しいものを買ったほうが安い時代になってしまいましたが、もうすぐまた質素ということに思い至る時代がくると思います。

「自分のことは自分でください」これは、強い自立心を育てる一言です。昔の親は、子どもを自立させるのが親の役割と割り切っていました。総じて今の親は、私を含めて過保護です。じっと見守る。親がどこまで子離れできたかを確認する一言です。

「お年寄りをいたわりなさい」これは、年長者を大切にすることを育む一言です。一番ポピュラーなのが、電車やバスでお年寄りには席を譲る。重い荷物を持ってあげるのも、ふつうに行われていることでした。日ごろから、お年寄りはいたわるものですとしつけていけば、子どもの体もすつと動くものです。

「ものを渡すのではなく、心を渡すので

す」これは、心も一緒に渡すことだと教える一言です。お金は大切に扱いなさい。お金に限らず、だれかにもものを渡すときは心も一緒に渡す。贈り物を日本人がいかに大切にしていたかを表しています。

「だれも見えていなくてもお天道様が見ているよ」これは、神様が頭上にいることを教える一言です。周りにだれもいなくても、悪いことはしない。日本には昔から名を惜しむという身の律し方があります。

「武士の情けというぞ」これは、優しさを兼ね備えてこそその強さを教える一言です。けんかをしたあと父親に、お前の気持ちもわかるが、武士の情けというぞ。許してやったらどうかと静かに諭されました。許し方の一つです。決定的に相手を追い詰めない。慈悲をもって相手を許す。男はこうあらねばならないという教訓でした。

「刃物は刃のほうを持って渡してください」これは、敵意のないことを示すしぐさです。相手に危害を加えるつもりはありませんというメッセージです。危険だから刃物を持たせないのでは、しつけになりません。持たせて正しい使い方を教えるのです。

昔、自分のおじいさんや、おばあさん、両親の言ったことを思い出してみましよう。私も今回多湖先生の本を読んで、このようにしてこなかったことを悔やんでいます。

「親」という漢字、これは当て字ですが、木の上に立って見ると書くんですね。だから、何も手を出さずに、黙って見守るとというのが子育ての上手な親ではないかと思えます。

保育士さんも同じで、もちろん命にかかわるような危険なときは、体を張ってまで阻止しなければならぬけれども、手を出すのではなく子どもの自由を尊重して、黙って見守ることが上手なのが良い保育士さんだと思っています。

■抱っこの魅力

児童虐待は、年々増加しています。平成29年8月18日の新聞記事ですが、最多で12万件。虐待死0歳が6割を超えています。望まぬ妊娠で遺棄。川崎病の発症は年間12,000人ですが、虐待の対応はその8倍（平成26年度）です。保育所は、毎日子どもに長時間複数の職員が関わるので、虐待やその兆しを発見しやすい第一線の間です。

突然、母親が生後2か月の女の子を抱きかかえて飛び込んできました。すでに心臓が止まっており、呼吸もしていませんでした。救命処置をして大学病院へ転送しましたが、同日死亡しました。この患児の兄は父親から虐待を受けており、施設に預けられていました。私の医院での出来事です。

体傷は、全く認めませんでした。体重増加もまらずでした。SIDS—乳幼児突然死症候群—だったのででしょうか。それとも、この子も虐待を受けていたのでしょうか。

■虐待をする親の特徴

けがの状態が激しいのに道路で転んだとか、平手で叩いたらぐったりしたなど、医学的所見に基づく考察と親の訴えに矛盾することが多く、説明の矛盾点を追及すると、説明が二転、三転します。些細な理由での病院の転院が目につきます。夕方や夜になり、人目につきにくくなってから受診します。

■気がかりな子ども

表情や反応が乏しく、笑顔がありません。おびえた泣き方をします。身体的接触を異常に怖がります。服を脱ぐときに、異常な不安を見せます。保護者が迎えに来て、帰りがたがりません。衣服や体がいつも不潔です。予防注射や健診を受けていません。

盛岡市における、赤ちゃん触れ合い体験学習に

参加した中学生の感想文の一部を紹介します。

「君たちの親にも親がいて、君たちもいつか親になる。そうやって命がずっと続いていく。と、産婦人科の先生の言った言葉が一番心に残りました。一生懸命に息をする赤ちゃんや、その様子を心配そうに見ているお母さん、看護師さんの姿を見て、命の重さを改めて感じました」

「命を大切に、友達を大切に、男子は女子を大切に、女子は男子を大切に、親を大切に。とても心に残った言葉でした」

■養育支援を必要とする家族

妊娠、出産、育児に問題を持つ家族。その中で、とりわけ育児不安が挙げられます。こんなはずではなかったという母親の話をよく聞くと、子育てや、母親になる自分自身に対して描いていたイメージや理想と現実のギャップの大きさを訴える声に他ならず、その裏には育児不安をもたらすさまざまな要因が潜んでいます。

育児不安を解消するためには、母親学級などを通して助産師や産婦人科の医師と連携し、小児科の医師の支援を受ける。だれかに話をする、聞いてもらうことが大事です。

一番身近な夫が、子どもは夫婦2人で育てるという気持ちをしっかり妻に伝えることが不安の軽減に重要な役割を果たします。

地域の保健センター、子育てセンター、保育士さんに相談しましょう。赤ちゃんをうまく抱けない、抱き方がわからないと途方にくれる母親からの電話が後を絶たないそうです。

健診時に見せてもらった母子手帳の記録です。赤ちゃんが誕生したときのお父さんの気持ちが書いてありました。「いままで辛かったけど頑張ったから、無事に産まれてきて本当によかったと思った。感謝でしたママに」

そのお母さん。「ずっとお腹の中にいた赤ちゃん

んがやっと産まれてきてくれて、初めて見た顔も声も忘れられません。嬉しくて、声も出せない感動で泣いていました。お母さんが生きてきた中で一番の幸せです。元気にパパとママのところに産まれてきてくれて、ありがとう。嬉しかったよ。やったー。「よかったね」お父さんの一言で嬉しさと安心、感動でたくさん泣いた。」

手帳にびっしりと書いています。母子手帳には、お母さんの愛情がいっぱい詰まっています。お嫁に出すときに持たせる最高の宝物です。

おんぶに抱っこは、親子関係の源です。親子関係の基本的信頼感は、生まれてきてよかったという自己肯定心につながります。

抱きしめには 1. 身体で抱きしめる 2. 心で抱きしめる 3. 言葉で抱きしめる 4. 視線で抱きしめる 5. 振る舞いで抱きしめる 6. 関係性で抱きしめる 7. 祈りで抱きしめるという7つの種類があります。この抱きしめは、打ち出の小槌のようにいくらでも効用があふれ出るもので、子どもを劇的に変貌させる魔法の妙薬です。

子育ての最初の一步は、赤ちゃんにニコニコと笑いかけることです。お母さんと赤ちゃんの間で笑顔の交換が始まります。お母さんを見つめるとき、赤ちゃんは2つのものを見ます。お母さんの瞳と、自分を見つめるお母さん。母親の瞳の中の優しい母親イメージと、愛されて母親を幸せにする自己イメージを見出し、乳児の心に自己信頼や自己評価が育っていくのです。

どんなことでもいいのです。困ったとき、辛いときはSOSを出してください。子どもたちがお母さんを好きな理由として、「ママは優しいから好き。ママは柔らかいから好き。ママはいい匂いがする」と言います。化粧品の匂いとは違います。胎児のときから記憶された匂いです。

子どもたちは、お母さんが大好きです。子育てに迷ったら、そのことを思いだしてください。

周りの人に馴染めず、人生の意味を自分なりにつかもうとひたむきに闘っていた17歳の青年が、苦しいときに自棄になって酒を飲んだり、精神安定剤を飲むと不思議にホッとして、抱っこされているみたいな感じになったと言っています。

親が子どもを抱くということは、親自身が自分を抱くということです。子どもを救うことは、自分を救うことです。

子育ての目標は、子どもの自立です。抱っこは、その土台づくりに必要なものです。

(その他、多くの写真を使用しての講演のため割愛します)

(要約・文責/事務局)

シンポジウム

『保護者への支援と連携・協働について』

<コーディネーター>

石川 昭義 (仁愛大学教授)

<シンポジスト>

高木早智子 (花園第二こども園園長、
親心を育む会事務局長)

柴田 洋平 (弁護士、保育士)

太田百合子 (管理栄養士、
東洋大学非常勤講師)

石川：本日のシンポジウム、テーマは「保護者への支援と連携・協働について」でございます。特に平成の時代に入りましてから「子育て支援」ということが課題となっておりますが、近年この課題の重みが大きくなっているかと思えます。その課題に、どのように対応していくのかということで、保育所には、地域に存在する最も身近な児童福祉施設として子育て支援の役割が求められるようになってきておりますし、平成18年の認定こども園、また新制度の認定こども園にも法的に子育て

て支援の役割が求められているところでございます。

本日の焦点の一つは、保護者支援の際の家庭との連携・協働ということで、よく「共に育てる」とか「パートナーシップ」と言われますが、その関係性とか意義とか課題というところに着目をして本日の議論を進めたいと思っております。

それでは高木先生からお願いしたいと思えます。

高木：私からは、実際に園ができる保護者への支援と連携・協働の具体例として、「一日保育士体験で育む親心」ということでお話しさせていただきます。

保育所保育指針等でも保護者への支援ということで、保育参加がクローズアップされています。もうすでに保育参加をやっている園さんは多いと思いますが、ここで「一日保育士体験」とはなにか、簡単にご説明させていただきます。これは、イベント的な保育参観とは異なり、保護者が一日保育園で過ごす体験の事を指します。保護者が保育補助として、一日園の生活を体験する。保育園という場所と、そこに流れる時間をまるごと体験していただく事業です。ではなぜ一日なのか。

平成27年度施行の「子ども・子育て支援新制度」で11時間が保育認定の標準時間とされました。東京都内の保育園では13時間開所が通常という中で、保育の時間が長くなればなるほど親子の触れ合う時間が減少しているのが現実だと思います。

もうひとつは、それだけ子どもが長時間の保育を受けていると、親が親として育つ場所がどこにあるのかという懸念です。保育園に預けてしまっているがために、親として育つ機会を我々保育園が奪ってしまっているのではないかと。少しでも親として育つ機会を返していくために、「一日保育士体験」を始めたのです。

そして、保護者の不安軽減のためにもこの体験はおすすめです。わが子を長時間保育園に預けていると、その間の子ども様子は保護者にはわかりません。例えば、朝、園に預けるときに大泣きしているわが子に後ろ髪をひかれる思いで職場に出勤したとします。あのまま一日泣いているのではないかと、保育園では一体あの子にどんな対応してくれているのだろうかと不安になってしまうこともあるかもしれません。もしかしたら、うちの子、ちゃんとした保育を受けさせてもらっていないのではないかと心配になるあまり、結果として園に対するクレームや無理な要望に変化していくような場合もあります。そういった疑心暗鬼に陥らないよう、実際に園の中に入っていただいて一日を過ごす中で、園での生活の流れ、保育士の子どもへの対応などを見ていただくことが大事だと思います。

当園の場合ですが、体験は土曜日を避け、平日の朝9時から夕方4時までの一日をお願いしています。それも一クラス、一日一人のみの受け入れです。複数を同じクラスで受け入れをしますと、どうしても保護者さん同士でおしゃべりが始まってしまいますから、そういうことを防ぐために、そして保育園での体験をじっくり味わっていただけるように。入園している全家庭から毎年度、最低年一回必ず参加していただいています。

なぜ毎年度かといいますと、1年ごとの子どもの成長、クラスの変化を見ていただくことによって、自分の子どもの育ちが見えると同時に、他の同年代の子どもと比べてわが子の育ちはどうなのか、小さいころから一緒にいるお友達がどんな子で、どのようなかかわりをしているのかを一日見ることができ、保護者の安心感につながります。わが子の成長はもとより、同じクラスのお友達の成長を目の当たりにしてうれしかった、というご

感想をいただいたり、同じ小学校に入ってから、親子共にお互い知っていることになりますから、就学時のトラブル防止になったりします。

当園は非常に保護者の参加率が高く、平成19年度の開始から毎年ほぼ全家庭が参加されています。ご自分のお子さんのクラスで活動していただき、午睡前の絵本又は紙芝居の読み聞かせを皆さんにやっていただくようにしています。

その効果ですが、先ほども申しましたが、保護者にとって園での子どもの様子がわかり、園での生活がわかる。それと同時に、保育をしている保育士の姿を見ることにより、子どもへの接し方を知る機会にもなります。あるお父さんが体験後、私に対して感想を言ってくれました。「自分の子は怒鳴らなくても言うことを聞くことがわかりました。先生方の接し方を見て、こんな風に言えば子どもは理解できるんだ、こんな風に接すればこちらの気持ちが通じるんだと。自分はこれから子どもに対して怒鳴りません」と語ってくださったのが印象に残っています。

では、保護者にとってだけ良いのかというと、私たち園側にも非常に良い効果があります。一つは園の責務でもある、保護者への支援。一日の中で、保育士の子どもへの対応の仕方を見ていただき、ご自分の子育ての参考にさせていただき、そしてお子さんの担当や他の職員の名前を知っていただくことで、園への理解と連携が深まり、園への応援団になっていただける方も増えていきます。さらに、保育士自身が「見られてもよい保育」を意識するようになります。お恥ずかしい話ですが、平成19年度にこの体験を始める前、いくら指導をしても言葉遣いが荒い保育士がいたのですが、体験が始まって以降、あっという間に言葉遣いが改まりました。一人ひとりの保育士が、保護者にみられてもはずかしくない保育をしようという自覚が芽生えていきます。体験を始めるにあたって、

保育士からは「保護者から監視されているようで嫌だ」「保護者がクラスに一日いることで子ども達が落ち着かないのではないか」という心配の声もあがりました。しかし、やってみましょうと。問題が出たらみんなで話し合おう、ということと体験を始めました。

実際始めてみると、心配していたようなことは起こりませんでした。保育室内の子どもの混乱もなく、保護者がクラスに入って最初の2時間くらいはお互い緊張していても、8時間同じ部屋で一緒に過ごしているうちに緊張もほぐれますし、保護者がクラスにいることに慣れてきます。もし、体験を導入することで起こるトラブルを心配されている園さんがいらっしゃれば、思い切って始めてみて、問題が出たらその時にみんなで話し合おうと決めておかれると、スムーズに一日保育士体験を導入できると思います。

ここで「親心を育む会」の紹介をさせていただきます。この会は埼玉県私立保育園を中心とした保育関係者の集まりです。「一日保育士体験」を推奨しており、2012年に大修館書店から『一日保育士体験のすすめ～保育園で育む親心』という本を出版しました。この本の中には、いまお話ししたような具体的な事例とか、体験のすすめ方等が書いてあり、保護者さん、保育士さん双方に読んでいただきたい内容になっています。また会のホームページ (<https://www.oyagokoro-hug.jp/>) には「一日保育士体験」のマニュアルがPDFで掲載してあります。ダウンロードしていただければと思います。このマニュアルには、実際体験した保護者さんの感想や、困ったときの対応についても書かれていますので、園での導入をお考えでしたら、ぜひご覧になってみてください。

さて、当園で「一日保育士体験」を始めて、10年が経ちました。近年の傾向として、お父さんの

参加が非常に多くなってきています。当初は参加者の1割にも満たなかったのですが、今では2割以上と増えてきました。お父さんが参加されて何が良いかという、父親としての喜びを存分に味わうことができます。まず会社に行くのは当たり前、会社に行っても「よく来たね」と、毎日喜ばれることはないと思いますが、保育園に来ると違います。自分の子どもが喜んでくれるのはもちろんのこと、「あっ、〇〇ちゃんのパパだー」と他の子達にも大歓迎されます。一日保育園の中で過ごすうちに、お父さんが生き生きとしてこられるんですね。父親としての自分の存在価値、必要とされる喜びを再確認されるようで、朝は面倒くさそうな感じで来られるのですが、終了時には満面の笑みで「先生、来年も来ます」と言われる方がほとんどです。

体験の中で、絵本を必ず読んでいただいています。読み方が上手じゃなくてもいいんです。お父さんやお母さんが読んでくれるのを、子ども達は目をきらきらさせて聴いていますから。とても緊張したけれども、みんなが静かに最後まで聞いてくれたことにすごく感動したとおっしゃっていた方もいらっしゃいました。

そのような体験から子育ての楽しさ、子どもを持ったことによって味わえる喜びを肌で感じていただくことが可能になります。体験の最後には「一日保育士体験証明書」をお子さんと一緒に撮った写真入りでお渡しします。いい記念になると、体験された方々からご好評いただいております。

以上のように、「一日保育士体験」は保護者に対する子育て支援であり、保護者と園との連携・協働につながります。当園では父親の会が発足し、現在25名の登録者がいます。父親同士の交流もでき、運動会の設営やゴール係、夏祭りのお化け屋敷、園舎のメンテナンス等いろいろな形で保育園に協力していただいております。

保育参加等、まだの園さんがありましたら、ぜひご検討ください。これこそ保護者への支援と連携・協働を目的とした予算のいらない事業ですので、チャレンジしていただければと思います。

石川：どうもありがとうございました。続きまして、柴田洋平先生、よろしく願いいたします。

柴田：本日のテーマは「保護者への支援と連携・協働について」ですが、弁護士として、園から保護者との何らかのトラブルでご相談いただくような機会がございますので「保護者からのクレームと事故等の対応について」でお話しさせていただきたいと思います。

支援・連携・協働の前提として保護者との信頼関係を作っていくことが重要です。信頼関係がなければ、いろいろと話題を提供しても耳を傾けてくれませんし、園の活動等にも関わってもらえないと言えます。

園の活動の中で子どもの事故、あるいはケガの問題や、苦情・クレーム対応が園と保護者、利用者の方との信頼関係を大きく左右するテーマと言えます。そのため、子どもの安全対策や苦情対応に対し、園の組織として対応する力を養っていかなければいけないと考えております。私のような弁護士やトラブル対応のコンサルタントの方などもおりますけれども、出番のないのが理想でございますので、ぜひ平素からの備えをしておいていただきたいと思います。

まず、安全対策・事故対応についてです。

いま各園で少なからず安全対策・事故対応について取り組みをされているかと思います。まずは園内の現状を確認することが肝要です。これは、管理者の先生方だけでなく、現場を担当している教職員の先生方と、どういう形で安全に関する意識を共有しているか、あるいは情報が伝わっている

かということ。そしてさらに、保護者に対して安全策や事故対応策について、園がどのようなことをしているかを知ってもらうために発信、共有しているかということ。そのようなことが信頼関係の構築につながると言えます。

では、現状では安全対策等について、どのような基準があり、どういうことが求められているかということですか。

『特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準』というものがあります。事故発生の防止及び発生時の対応という項目で、どのようなことを求めているか、説明したいと思います。

大きく3つの項目に分かれております。

第1では、①事故の防止。②事故発生時の対応、すなわち事故が起きてしまったときにどう対応するか。③事故やヒヤリハット報告の方法。各事項を定めたマニュアル、指針を整備してほしいということを定めています。

第2は、これは第1の③に関わる場所ですが、事故時とヒヤリハット時に、①現場から管理者に報告される。②報告を分析して改善策を検討する。③検討の結果を職員で共有する。このような仕組みを整える必要があると言われております。

第3は、①園の中に事故防止チーム、あるいは安全対策委員会などを設けて、それを検討する組織を作ることです。さらに②マニュアルや事故防止に関する研修等を定期的実施する。このようなことが定められております。

安全対策と言われるべきことは話としては分かるが、具体的にどうすればいいのかという点が悩ましい問題になってきます。平成28年8月に、『保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』が発表されました。3部構成で第1部と第2部では、事故を防ぐための取組みについて、施設・事業者向けのものと地

方自治体向けのもの、分かれて設定されております。

第3部は、事故発生時の対応についてです。どれだけ対策をしても事故を0にできないということをお話する前に、そのあとのことを考えて決めておきましょう、ということですか。

園の中でどうしていいかわからない、あるいはまだ園で取り組みが十分に出来ていないということに関しては、このガイドラインを踏まえて検討を始めていただきたいと思います。

改めて安全対策・事故防止策という観点で何をすべきか考えていきたいと思っております。

Step1として、事故・ケガを減らす、そして、発生時には適切に対応するための組織・体制を作ってください必要があります。

Step2として、園の取組みを保護者の方と共有する。園の中でやっているだけではなかなか保護者に伝わりません。何でもかんでも伝えるではなく、たとえば園の中で何か問題点を見つけたとか、新たな取組み・改善策についてお知らせしていき、保護者の方にも知ってもらうということですか。

Step3としては、保護者が園からの情報や知識を家庭に持ち帰る。それが結果として保護者支援につながり、いろいろきちんとやっている園だと思ってもらえれば園への信頼が増し、連携・協働にもつながっていきます。

専門家（弁護士）の出番ということですが、園側に重大な落ち度がある場合とかがケガの場合、そこに責任があるかないかということも問題になりますけれども、事故後の対応に不手際、不適切な対応があると信頼関係を大きく損なうことになり、修復が困難になってしまいます。

ですから、事件後の対応の仕方について園で先生や職員の方々も経験がないような事態には、必ず弁護士などの助言を求めるのが良いと思っております。

次に、保護者対応やクレーム対応に関してお話

しします。

最近、いろいろな方がおられまして、すぐ法律の問題として取り上げてきたり、「警察」や「弁護士」という言葉を口にするような方も少なくないと思います。ここで申し上げたいのは、どのようなどきでも法律上の義務や責任を負うという段階に発展するわけではないので、臆する必要はない、ということです。

園の先生方は、教育者として園児だけでなく関係者全てに優しく接する方が多く、それは必要で大事なことなのですが、ともすると、相手がそこにつけいり、それが仇になってしまうこともあるわけです。

そうした園の優しさや受容的な態度を保護者のほうが勘違いをして、園の目的や態度を理解せずに、無茶な要求をしてくる。それをなかなか上手く捌ききれなくて、現場の先生が混乱してしまったり、大きな悩みを抱えてしまうことがあります。

そういう意味でこの無理な要望については、お断りすることができる。お断りしてよい。すべき。

このことを常に選択肢として持つことが必要と考えます。もちろん、お断りをするにしてもその場で対応せずに、一度持ち帰って園長に相談しますといった形で、しばらく時間を置いて返事をするという工夫をしたり、いろいろな形や方法があると思いますが、何はともかく、そのように断ってもよいのだという認識を持っていただきたいということです。

さらにそれを超えて、これも数としては少ないと思いますが、どうしても理解がえられずに問題が長期化し、大きくなってしまおうような場合には、弁護士に依頼をして交渉の窓口を全部そちらに移し、直接の折衝を持たないというのもひとつの方法であることをご承知いただきたいと思います。

これは、私が実際に対応した件ですが、園児の祖父母が園の行事の中でケガをしてしまった。子

どもに被害はなかったのですが、後に園の準備が不十分だったとか金銭的な問題に発展して、どうしたらよいのかとご相談を受けました。

どのような案件に関わらずすぐに弁護士が出ていったほうがよいとは考えておりませんし、慎重な検討が必要ではあるのですが、園でそのような方の相手をする事自体、業務に支障をきたしているという状態でありました。「園の代理人の弁護士が対応します」と連絡したところ金銭的な要求は取り下げがあり、今後の取組みを説明するだけで納得していただいたということがありました。

最後に、保護者への支援と連携・協働についてです。

Step 1は、保護者のクレームや苦情に対してですが、もちろん基になる事情があって起こるものですので、それに対して寄り添い、受容的に接する対応をする必要があります。経験が乏しいことは理由にならず、園のどの先生でもそれができるようにしなければいけません。

Step 2は、お断りしたり、今後連絡はしないという方法もあるということ。そして、限界を超える要望には応じない。そのようなことが最終的に、その保護者はともかくとして、園全体としての公平な対応することになり、保護者全体との信頼関係の構築につながるということです。

Step 3は、どのような小さな事でも要望やクレームを受ける。受ける方は気づきにくいところですが、言う方は、それなりにクレームを言うか言うまいか悩んで、がまんができなくなって、クレームにいたるといった面があります。ですから、申出自体には真摯に対応し、出来ることは行い、出来ないことには出来ないという形になりますが、そのための対応の仕方を組織で作っていく。それが結果的に保護者支援となり、連携・協働を深め、信頼関係の構築につながるかと考えております。

石川：ありがとうございました。続きまして、太田百合子先生にお願いしたいと思います。

太田：今日は「乳幼児の健康と食の安全」というテーマで話を進めさせていただきます。

平成27年度乳幼児栄養調査結果の「離乳食の進め方について」、学ぶ機会がなかったと答えている保護者は、15.8%という実態が明らかになりました。私はこれを見て驚いたのですが、知識がないまま離乳食を与えている人もいることから、私たち身近にいる支援者が支援していかなければいけないなど、改めて感じました。

今年の3月に、6か月のお子さんが蜂蜜をジュースに混ぜて亡くなったという話がありました。このような実態からも事故は起こるべくして起こったと感じました。

そこで、「子どもの食生活をめぐる課題」として、まとめてみます。

共働き世帯の増加は、核家族化だけでなく祖父母などの子育て援助も得られにくいということが見えてくると思います。ということは、人とのかわりの希薄であったり、孤食も見えてきます。そして、出産後の女性の社会進出が増加し、食事は手作りだけに頼れなくなってきている。外食とか中食（惣菜など）の食の簡便化が拡大していると思います。

そして子育ての情報は、若いほどインターネットを利用していることから、情報の偏り、知識の不足や孤立感が見えるような気がします。気持ちに余裕がなくなり、子どもとの食を楽しめなくなっているのではないかと思います。

地域の多様な社会資源が、家族の食を含めて生活力を営む力を支援していくことが大切なのではないかと思っています。

次に、「近年の乳幼児病気予防について」ですが、いろいろな方向から紹介します。

<冷凍母乳>

あるお母さんが1年間は絶対母乳で育てなければいけないと思い込んでしまって、ネットで冷凍母乳を購入し、赤ちゃんに飲ませてしまった。でも心配になって相談したら国がそれを調査し、かなり不衛生なものであるとわかりました。ネットではなく身近な人に相談してもらうことが大切です。

<乳児ボツリヌス症>

マヌカハニーをご存じでしょうか。高級な蜂蜜ですが、身体に良いからということで、赤ちゃんにも大丈夫だろうと考える人たちが多いです。この辺りも、1歳までは絶対に与えてはいけないと伝えていかなければいけないと思います。

<くる病、低カルシウム血症>

足がO脚などになってしまう病気です。これは、ビタミンDやカルシウムの不足から起きる症状です。ビタミンDは魚とか茸類に含まれていますが、最近は授乳中の母親が魚などを摂らなくなってきていますし、子どもにもあげていない。離乳食からビタミンD、カルシウムを十分に摂ることを強調したいですね。食物アレルギーが怖いからとか、いろいろな物をあげるのに迷う保護者の方たちも多くて、栄養のバランスをどう摂っていけばいいか伝える必要があると思います。

また、日光に当たると皮膚ガンになりやすいと言われて、極端に日光浴をさせない。UVカットのクリームをつけてくださいと言う方たちもおられるかと思いますが、紫外線を浴びることでビタミンDもつくられるわけですから、ある程度紫外線に当たらなければいけない。

<鉄欠乏性貧血>

6か月以降になると体内の鉄分が減ることから離乳食を開始しないと鉄不足になります。9か月以降は3回の食事になりますから、離乳食を中心として色々な食材を使っていく必要があります。

とくに鉄が多いのは牛肉、レバーもそうですが、卵、大豆製品、ほうれん草などをちゃんと意識してあげているかどうか聞いて与えてもらう必要があります。

<ウェルニッケ脳症>

最近、小児科での報告があります。体に良いからとイオン飲料をずっと飲ませていると起こることがあります。これにはビタミンB1が含まれていないので、B1欠乏症からウェルニッケ脳症になります。

赤ちゃんが泣いているからイオン飲料をあげる。だらだらとあげていると結局、離乳食が食べられないから栄養不良も起きやすいので、これも気をつけたいですね。

<食物アレルギー>

離乳食、幼児食と進めてくるときに、食物アレルギーになったらどうしようということがありますが、ちゃんと正しい情報を伝えていかなければいけないと思います。

ただ、ここに書いてある卵、乳製品、小麦というのは乳幼児に多いと言われてますし、日本そば、ピーナッツはアナフィラキシーを起こしやすいということなので、これらに関しては慎重に開始することです。

国立成育医療研究センターの先生方が言うておられるのは、卵は、食べられるようになったら早くからあげたほうが、卵アレルギーを防げるということなんです。むやみに遅らせたり制限しないことです。

<幼児肥満>

幼児肥満は、現在の生活習慣病に深くかかわっていますので、肥満予防はしていかなければいけません。ただ、赤ちゃんの肥満は生活習慣病に移行しないことがほとんどです。2歳以降になって急に体重が増えたというのは、そのお子さんの正常な発達ではありません。やはり食べ物と身体の

発育を見ていく成長曲線が大事で、バランスがとれた食事と正しい生活習慣を身につけるとというのが幼児期から大事です。

次に食の安全についてです。

• 食物アレルギー

保育園では誤食を防ぐということが大事です。人的ミスは、マニュアルに沿って予防できます。何といても最新の情報を知ることだと思います。さらにいろいろな研究者がいろいろな研究をしていますが、まだわからない部分がありますし、どんどん新しい情報が入ってきますので、ちゃんとアンテナを張って勉強していく必要があります。

• 誤嚥、窒息

乳幼児の口の大きさより小さく、咽頭や気道の太さより大きい、丸いものはとくに気を付けなければいけません。救急隊員の方から、4歳未満はこうした事故が起きやすいので気をつけてくださいと言われてます。

どのようなときに起きるのかというと、子どもというのは動き回り危ないわけです。

近ごろ気になるのは、ベビーカーに乗せながら食べさせている風景。大人の見ている前で座って食べる習慣にすることを伝えていただきたいと思えます。

最後に、離乳食についてです。子どもの健康を守るには家庭支援が大事と言われてますが、この調査結果では、離乳食について一番困ったことに対して、作るのが負担、大変と答えています。食事は毎日、毎日考えなければいけない。みんなが大変なのですが、とくに離乳食になるとわけがわからないので、もっと大変になっている。

そして丸呑み、食べる量が少ない、食べ物の種類が偏っているなどが書かれていますが、これら問題というのは、相談者が身近にいると解決することが多いのではないのでしょうか。

まずは保護者が楽しんで食事を作ること。これ

は子どもの食欲にも大きく影響しますから、保護者支援がとても大事だと思います。

作るのが負担、大変と言っているのに対して、ではどうすればいいのかということです。

- 手作りは多めに作って冷凍する方法であるとか、食事からの取り分け方法を伝えましょう。
- 市販のベビーフード。これも悪いものではないんですね。参考にしてもらったり、上手に利用してもらいましょう。
- 簡単なレシピ、おたより、離乳食講座などを企画して、参考にってもらうのもいいと思います。

保護者もそうですが、保育者も栄養だけにこだわると「残さず食べようね」とか、「がんばって食べなさい」ということをよく言われます。でも食事はがんばって食べるものではないと思うんです。空腹であっても、そういう言葉に緊張して食欲が湧かなくなることがありますから、なにはともあれ楽しく食べることが大事なのではないかと思います。

食を通した子どもへの関わり方や食事作りについてはそれぞれの家庭環境に合わせて、きめ細やかに伝えるということ。園と家庭では常に栄養素が過不足なく摂れているか、成長曲線を通して評価すること。近年の乳幼児の病気予防や食の安全については定期的に情報を伝え、正しい食生活を心がけてもらうこと。

子どもの食べる機能の発達を十分に理解して、子どもに対しての援助と家庭に向けて指導していくこと。

以上のように、それぞれの子どもの発達に合わせた楽しい食習慣や生活習慣は、乳幼児期の人づくりですから、それを目指すことが重要ですし、子どもたちの食から健康と安全を守るために園と家庭の日々の連携、協働が欠かせないと思います。

石川：ありがとうございます。では、最後に私

から少し話題提供をさせていただきたいと思います。

はじめに、子ども支援の原点である「相談」を押さえておきたいと考えております。

政府関係の報告書等で「子育て支援」という言葉が使われ始めたのは、平成3年頃かと思います。昭和の終わり頃にも保育所の機能強化推進ということで、「子育て支援」という文脈もあったと思いますが、文書の中で出てくるのは平成になってから特に多くなります。ただ、このときの文脈は「相談」という行為であったと思います。

すなわち、“都市化や核家族化によって、地域住民の相互扶助機能や世代間の育児文化の伝承機能が低下した。そのことで近隣から孤立し、育児に不安や疲れを感じる親が増え、さらにはそれが原因と考えられる虐待が増加する兆しがある。だから、子育てを支援する基盤の形成が大切である”という論調と言いますか、その文脈の中で「相談」という位置づけが強かったと思います。

政府の少子化対策としての具体的な取組は、エンゼルプラン（今後の子育て支援のための施策の基本的方向について）が、平成6年から始まります。この表題に「子育て支援」という言葉が用いられていたことが布石とも言えますが、その後の「子育て支援」は、少子化対策という下地に「保育所の量的拡大」「多様な保育サービス」「経済的な支援」を上塗りするかのごとく、その意味するところは次第に広範囲なものへと変容していったと思います。そのような流れの中で、保育所は保育対策を担う中心と位置付けられ、保育士の役割とその専門性に大きな期待と責務が求められるようになっていったと理解をしております。

一連の児童福祉法の改正、保育士資格の法定化とか、保育指針の改定の経緯をたどってみても、子育て支援、あるいは家族援助といったものの位置づけが時代とともに重みを持ってきている

と思います。

そこで、これは保育所と家庭との連携の実態ということで、『保育科学研究』第6巻の内容の一部を取りまとめたものです。

- 保育所では、家庭との連携に関する何らかの取組みが行われています。困難なケースでは、担任など個々の保育者による関わりで完結することなく、園長や主任などがともに関わるなど、組織的に対応していることもうかがわれました。10年以上前の先行研究の結果と比べると、子育て支援や家庭との連携については、より家庭を尊重したものになってきているように見えます。
- 児童調査票についてもお尋ねしたのですが、これについては、担任保育士は、自分のクラスの子どもの児童調査票は「よく見る」ですが、クラス以外の子どもの調査票となるとあまり見ない傾向になりまして、パート勤務の保育士、看護師、栄養士等の職員になりますと、さらにこれを見ない傾向があったと思います。
- 保育所と家庭との「連続性」についてですが、この調査のときの「連続性」というのは、「保育所でのやり方や進め方が理解され、家庭での対応と同一の歩調がとられている」と定義いたしました。そのとき、「連続性はある（十分ある、大体ある）」との答えをいただき、大変認識が強かったのですが、特に、子どもの感染症の予防や健康に関わる項目については、その連続性が強く出ておりました。こうした結果は、園長先生、3歳未満児の担当者、3歳以上児の担当者いずれの回答においても同様の傾向が見られたところでもあります。
- 逆に、「連続性が（あまり、ほとんど）ない」と回答された際の園長先生の自由記述の中には、「園まかせの保護者が多くなっている」「園でしてくれるから家庭ではまあよいという考えの保

護者の方が多いと感じる」といった内容がある一方で、「長時間保育を利用されている保護者の中には、保護者自身が生活に疲れている様子も見られ、余裕がなくてかかわれない姿も見られる」といった内容もございました。

3歳未満児担当者と3歳以上児担当者の記述には、「連続性がない」という状況について、保育所側への依存傾向に対して疑問を呈する記述や、保育所側の日ごろの実践の思いが保護者に十分伝わっていないことへのもどかしさを思わせるものも多く見られました。

- 家庭との連携の実践度では、だいたいできているとの回答が多くありました。「一人ひとりの子どもの園での生活の様子や成長の様子を伝えること」という項目では、3歳未満児担当者において「十分にできている」という回答が多いものも見られ、逆の見方をすると、保護者が一番知りたいと願っている情報への対応とも受け取れると思います。
- どの項目も、この実践度についてはだいたい出来ているという回答が多かったのですが、中でもやや数値が低かったのは、「子どもに発達の課題があるときの保護者への個別の支援」であるとか、「保護者の養育力の向上に資する支援ができているかどうか」という2つの項目については、「だいたいできている」という回答はあるけれども、「できていない」とお答えいただいた園がやや多かったです。これはやはり実践の難しさを示していると理解しております。
- 定期的なチェック方式による発達記録表などの成長の記録や身体測定の記録表の取組みが、ずいぶんと進んでいるようです。子どもの姿や育ちを保護者に適切に伝えることと併せて、行政とも連動した情報の緊密なやり取りが保護者とのパートナーシップを確立するための大切な要件ではないかと考えております。

3歳未満児の連携の強みということで、これはサービスを楽しむ意識の裏返しなのかどうかということですが、3歳未満児の先生方の回答は「十分にできている」と、連携についての意識を強くお持ちのようでした。調査の上では3歳以上児の先生方の反応と少し様子が違ったように見られました。3歳未満児の家庭との連携のほうが、3歳以上児の家庭との連携に比べて個別的で、詳細であり、また特に保健面などにおいて家庭生活との連続性に配慮されている様子がうかがわれました。それは、連絡帳を中心とする情報交換の内容や頻度によっても明らかに違いが見られたところです。

保育所と家庭との連携に関わる課題ということでまとめをさせていただきました。

冒頭でもお話ししましたように、私は「相談」という原点に戻ることができるのか、戻ってほしいという思いがあるのですが、今回の新しい指針(第4章子育て支援)では、子育て支援に関する基本的事項に「保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努める」とされました。

サービスエコノミー(お金のやり取りでサービスを受ける)に組み込まれ、子育ての外部化とも言われる今日の「保育」「子育て支援」が、そこから脱するのは難しいと私は思っております。しかし、それでもなお保護者がわが子の成長を喜べる場面を作ることが必要なのではないかと。子育ての情報がネット上にあふれる時代であるからこそ、保育所において信頼を寄せる人との「相談」が連携の基本であってほしいと願っております。「あの先生にお世話になった」「あの一言に救われた」という思いは、それをわが子に言って聞かせる時が来るでしょうし、いつの日か、どこかで、誰かに向けての次の支援、次の参加へとつながると考えております。

そのように考えますと、支援される側からの自立という変化は、保護者にとって次のステージへと向かう大事なステップなのではないかと受け止めているわけです。

家庭との連携にとって、情報の提供と共有は重要であります。連絡帳や「園だより」はもとより、ドキュメンテーションも盛んになってきておりまして、子どもの理解、保育内容の理解に有効に機能していると思われまます。

一方、われわれの調査では、連携にとっての有効な情報として「保育園に入園させる時点で『子育ての心構え、保育園での常識』などを分かりやすく載せたスタンダードブックのようなものを県や市で一斉配布してほしい」といった、保護者の啓発をねらいとした情報を求めている様子もうかがわれました。あるいは、テレビやスマホに子守りをさせないことの大切さがわかるような、そういう資料がほしいという声もありました。

しかし、このような情報提供が少々機械的になりすぎて、子育ての共感的な関係を損ねるようなものになってはいけないと思います。

<フロアとの意見交換(略)>

石川：ありがとうございました。つたない進行でございましたけれども、皆さま方のご協力によって大変有意義なシンポジウムになったと思います。ご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

(要約・文責/事務局)

特別講演

『運命的な番組から、もみじの家へ』

内多 勝康

(国立成育医療研究センター医療型
短期入所施設もみじの家ハウス
マネージャー、社会福祉士、
元NHKアナウンサー)

NHKのテレビ番組「クローズアップ現代」では、日替わりで国際問題から政治、事件、事故、災害等さまざまなテーマを取り扱いますけれども、私が5年前に番組を担当した時に「医療的ケア」をテーマにした放送がありました。退院した後もさまざまな医療的ケアが必要な子たちが増えていて、とくにお母さん方が24時間ケアに追われ、とても大変な思いをしている。そういう在宅の子どもと家族を支援しようと、医療関係者と福祉関係者が手を結んで新しい取組みを始めるという情報が入ってきました、まだ知られていない事実を社会に知らせたい。そしてそういう子どもや家族を支える社会を作っていきましょうというメッセージを番組で流しました。

そのときに取材先のひとつになったのが国立成育医療研究センターで、窓口になってくれた小児科のお医者さんに大変お世話になり、NICUが満床の状態が続いている状況を撮影させてもらいました。

さらに、医療的ケア児を抱えたお母さんにインタビューもしましたが、その内容に私は大きなショックを受けました。もうとにかく寝られない。24時間、365日、熟睡することなど全く出来なくて、一日に一回は「死んでしまいたい」と思うくらい追い詰められているというお母さんでした。いまの日本でそんなことがあるのかと、すごくびっくりしたわけです。

その後、そのときの取材で培った人脈を通じて、あるとき成育医療研究センターに、在宅で医療的ケアを受けている子どもと家族を支える短期入所施設「もみじの家」が出来るといいう情報が入ってきました。そして、「内多さん、ハウスマネージャーになったらどう？」という話が出まして、それもいいかもしれないねと軽口をたたいてしまいました。結局、それがきっかけになったのですが、その後、それがどういう施設で、どういう仕事なのかを聞きにいこうと成育医療研究センターに参りました。そして、「もみじの家」の準備を担当していたドクターに面会したら、その方が5年前に取材でお世話になったドクターだったわけです。このような運命的な再会もあって、50歳を超えてこんな転身をする事になりました。正直、自分でもびっくりしています。

私はNHKで30年間アナウンサーとして仕事をする中で、断続的ではありましたが、福祉の世界の取材を続けておりました。そして、医療的ケア児の問題に行きあたり、その縁でもみじの家で働くことになったわけで、何か、もみじの家に行くために長い間アナウンサーをやっていたのではないかと思えるような転職でした。

医療と福祉は、以前ははっきり分かれていて、病院で行うのが治療。退院したらもう治療は終わりで、お薬を飲むぐらいはあるかもしれませんが、代わってさまざまなケア、福祉的なサポートが必要というように大きく分類することができました。

今は医療的な技術が上がって、かつては亡くなっていたお子さんも、救命されるようになりました。しかも、医療機器が非常に軽量、コンパクト化して、操作もしやすくなり、故障も少なくなりました。人工呼吸器など小さくなっていますから、在宅で扱えるようになりました。その結果、退院後も医療処置が引き続き必要なまま家に帰ることができるという状況が生まれます。このようなケー

すが、実は30年以上前から徐々に増えているのです。

例えば、呼吸管理です。自分で呼吸が出来ない子は人工呼吸器で空気を入れたり出したりしてあげる。また、人工呼吸器を着けるまではいかなければ、気管を切開して、人工鼻というものを着けて呼吸管理している子もいます。

ただ、そういう子は痰が自分で出せませんので放っておくと窒息してしまいます。だから、その子の体調によっては5分おきということもあるくらい、頻繁な吸引が必要になります。

経管栄養は、鼻からチューブを通して栄養、あるいは水分を入れる方法や、胃や腸に開けた穴から栄養を送る胃瘻、腸瘻などの方法があります。

おしっこが自分で出せない子がいますが、そういう子についてはチューブを使って出してあげる導尿が必要です。

在宅で日常生活を維持するために必要なこのような医療処置を総称して、病院で行う治療行為と区別するために「医療的ケア」という言葉が生まれました。医療的ケアが必要な子どもは現在、全国に17,000人以上いると言われていています。

ご家族に「どのような悩みをお持ちですか」とインタビューをすると、まず病気を持つ子どもたちにとっては、保育所とか幼稚園に行けないこと。これがやはり多かったです。

医療的ケアがあるからという理由で受け入れてもらえないので、子どももお母さんもずっと悩んできて、他の子どもたちと交流できずにいると将来どうなるのだろうという悩みは本当に深いものがありました。

お母さん自身もずっとつきっきりなので、育児休暇の期間が終わっても預け先がないから、仕事を辞めざるを得ない。収入が断たれる。お父さんが働いているからいいじゃないかと言われるかもしれませんが、もしお父さんが事故などで急に仕

事ができなくなったとしたら、どうにもならなくなる。心身ともに疲れ果て、経済的な不安も抱えるという状況です。そこで、もみじの家が一昨年の4月に開設されました。

具体的にケアの内容をご紹介します。

まず、自宅で行っている医療的ケアを引き継ぐ。ここがポイントです。病院に入院すると、ともすれば病院側のやり方やスケジュールに合わせて、ケアが行われます。食事はこの時間とか、注入はこのスピードとか。それは効率的ですし、多くの患者さんを受け入れるためにはそれも必要かと思いますが、家庭で行っているケアのやり方を変えてしまうと、お母さんたちは我が子が体調を崩さないか、とても不安になります。ですから、そこはやはりお母さんたちが行っているケアをそのまま踏襲しようというスタイルです。これをやると個別性が高まりますので、非常に負担も増えますし、人件費もかさむということになりますが、子どもの安全のため、家族の安心のため、開設以来、継続して取り組んでいます。

(スライドの) この子の場合は気管切開して人工呼吸器をつけて、経管栄養で、24時間看護師が付き、夜間も2人態勢で毎日医療的ケアを行います。

さらに日中活動や生活介助も手厚く提供しています。この子、自分では動けません。ではずっとベッドに寝かせておくのかというと、そうではありません。体調が悪くない限り、2階のプレイコーナーに毎朝上がってきてもらう。看護師15人のほか、介護福祉士、保育士を合わせて3人雇用しています。制度上こういう施設で福祉職を雇っても報酬はゼロで、まったくつきません。ただ、子どもにとっては遊びが必要で、医療的ケアをしてあとは寝かせておけばいいという話ではありません。なかなか反応がはっきりしない子どもであっても、看護師の医療的ケアを受けながら、他の子

どもたちと同じ空間で一緒に遊ぶ時間を作っていく。報酬はゼロですが、毎日毎日、日中活動を行っています。

お風呂は、この子の場合、人工呼吸器を外して、バッグで呼吸を助けながらやりますから、呼吸担当の看護師と、体位を変える看護師と、洗う看護師の3人掛かりです。うちはお風呂のサービスを、入退所日を除いて毎日毎日提供します。子どもにとって清潔は大事ですし、リラックス効果もあります。われわれが医療的ケア、日中活動、生活介助すべてを手厚くやるということでお母さんたち、ご家族に安心感を持っていただき、心身ともにレスパイト（休息）できるという施設を目指しています。これだけのサービスを提供すると、人件費がかさみ、今の制度だと運営費全体の4割が赤字になります。お陰さまでいまは寄付金で何とか賄っている状況ですが、このままでいいとは思っておりません。

私たちは、もみじの家のような施設を全国に広めたいと思っているのですが、4割が赤字の事業では誰も手をつけません。ですから、寄付金で何とか維持しつつ、この赤字を圧縮するような公的な制度をぜひと求めています。

公的な制度が充実しないまま赤字を減らそうと思うと、今行っているサービスを縮小せざるを得なくなります。子どもたちは相手をしてもらえる時間が短くなり、ベッドの上にいるしかない。子どもたちにとって良くないですよ。お母さんたちにしても、ここに預けようという気持ちがなくなってしまうかもしれない。そうするとまた家の中で社会から孤立していくことになり、悪循環が起こります。だから、何とか公的制度で赤字部分を圧縮してもらいたいと思っています。

医療的ケア児たちは、医療と福祉の両方を必要としています。ですから、もみじの家では医療と福祉の両方のサービスを提供している。でも制度

は福祉だけなんです。細かく言えば、昨年度の診療報酬改定で、18項目の医療処置に対しては診療報酬が請求できるようになりました。これはすごく大きいことだと思っていますが、限定的なんです。

子どものために良いことを、やればやるほど報酬が高くなる、という制度になって欲しい。例えば、保育加算ですね。福祉職が取り組んでいる日中活動に対する加算を、ぜひ認めて欲しいわけです。

また、新しい制度ができて収支が安定し、受け入れる施設が増えたとしても、ではそこで誰が医療的ケアを行うのかという、人材の問題もあります。これは本当にこれから問題になってくると思います。いまは主に看護師さんが担っていて、介護職員も研修を受ければ出来るようになっていますが、それでも十分とは言えません。今後、どのようにして医療的ケアを担う人材を増やしていくのか、保育士の皆さんにも、この問題に向き合っていただきたいと思います。

各地域に医療的ケア児が何人いて、どのくらいの受け入れ施設があればその地域で安心して過ごせるか。その議論が進むことで、医療的ケアを担うことのできる一定の人材が整い、子どもたちの受け入れが進めば、どこに住んでいても安心して暮らしていける社会ができるのではないかと思います。

(要約・文責／事務局)



第12回保育所保育実践研究・報告の各賞が決定—11件が受賞—

昨年に募集しました第12回保育所保育実践研究・報告の応募作について、厳正な審査の結果、「課題研究部門」では、優秀研究賞1件、研究奨励賞1件、「実践報告部門」では、実践奨励賞4件、奨励賞5件の各賞が決定しました。優秀研究賞、研究奨励賞については、日本保育協会の機関誌『保育界』に、また全作品を『第12回保育所保育実践研究・報告集』と日本保育協会HPに掲載する予定です。

<課題研究部門>

【優秀研究賞】

「あそびは教育である」を可視化する～砂時計・水時計づくりでの子どもの姿を通して～
森本 敏子(三重県・幼保連携型認定こども園明和ゆたか園)

【研究奨励賞】

「遊びを通してしなやかな体を育てよう」
山段 育代、貝塚 希、足立 久美子
(京都府・(公財)鉄道弘済会福知山保育所(さくら保育園))

<実践報告部門>

【優秀報告賞】

該当なし

【実践奨励賞】

「自ら遊べる環境作り～やりたいことをとことんやれるを考える～」 渡部 誠也、倉根 靖子
(埼玉県・(公財)鉄道弘済会与野本町駅前保育所(おひさま保育園))

「絵本の世界への興味・関心から広がる探求の物語～絵本を見直すことから見えてきたこと～」
杉山 典子、二神 美絵
(研究会員・福岡県・(公財)鉄道弘済会戸畑保育所 わかば園)

「保育ドキュメンテーションの導入から保護者支援、連携の在り方を模索する」
砂川 幸(沖縄県・ひよどり保育園)

「保育環境の充実と危機管理伝達に向けて」
野原 裕実(沖縄県・第2愛心保育園)

【奨励賞】

「子どもの将来の学力を伸ばす絵本の読み聞かせ～学ぶ力・基礎学力の定着に向けて～」
大橋 友佳、藤田 彩香、大井川 葉理、荒川 梓、菅野 裕美、大友 彩子
(福島県・みそら保育園)

「子どもと遊び～遊びの中で輝く子どもの姿・育ち～」
齊藤久美子、佐藤 遼子、菊池 都、井上 明香莉
(群馬県・(公財)鉄道弘済会高崎保育所(ひばり保育園))

「乳児期から始まる『歯』についての考察」
加藤 隆次、大槻 仁美、吉野 月七、松永 ゆかり
(神奈川県・亀井野保育園)

「サーキットあそびを通しての育ち」
兵頭ゆかり、鎌田 彩乃、上間 彩香
(大阪府・幼保連携型認定こども園都島児童センター)

「音楽活動による人づくり保育の実践報告
～音体教育によって子どもが成長する。子どもたちの健やかな成長を願って～」
森本 暢(岡山県・やよい保育園)

日本保育協会保育科学研究所『研究所だより』第27号

2018年3月31日

発行者：潮谷 義子

発行所：社会福祉法人日本保育協会 保育科学研究所

〒102-0083 東京都千代田区麴町1-6-2

アーバンネット麴町ビル6階

TEL：03-3222-2111／FAX：03-3222-2117

URL：http://www.nippo.or.jp

(1,200)